

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	山形歯科専門学校
設置者名	一般社団法人 山形県歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生士科	夜・通信	100単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校 HP 「情報公開」欄に記載 (<https://shikasen.keishi.org/disclosure.html>)

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	山形歯科専門学校
設置者名	一般社団法人 山形県歯科医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	教育課程編成委員会
役割	企業等委員として外部有識者を迎えて教育課程編成委員会を設置し、授業科目の開設や各科目の授業内容や方法の改善・工夫、臨地・臨床実習の実施方法と内容の改善、関係する各学校や諸施設との連携の強化、歯科医療界や地域歯科医療の動向に関する分析と考察等を行うことで、本校教育の質を保証し、内容の充実や向上を図る。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
歯科医院 院長 （現職）	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	歯科医師として長く歯科医療に携わり、数多くの歯科衛生士を指導・監督する立場にあり、歯科衛生士の実務等に関する知識や指導法等を熟知していることから本校教育への指導助言をいただく企業等委員である。
一般社団法人 山形県 歯科衛生士会 会長 （現職）	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	歯科衛生士業務に長く携わり、現在は一般社団法人山形県歯科衛生士会会長であり、県内歯科医療の主要な指導者の一人となっていることから歯科衛生士職に対する識見は大変高く、本校教育への指導助言をいただく企業等委員である。
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	山形歯科専門学校
設置者名	一般社団法人 山形県歯科医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>1 「教育要項(シラバス)」の作成過程 原則として、前年度末に刊行物として作成している。内容については、以下に示す記載内容の項目中(6)(7)(8)(9)(10)に係る各科目担当者案の提出を受け、校内で検討し内容を決定する [同要項の主な項目] (1) 学年・時期 (2) 単位数 (3) 担当者 (4) 教科書 (5) 参考書 (6) 一般目標 [科目概要と同義] (7) 到達目標 (8) 学習方略 (9) 成績評価方法 (10) 授業計画等</p> <p>2 作成・公表の時期と方法 上記1の通り3月下旬までに作成し、年度初めの「講師打合会・臨床実習指導者会議」の席上での配付を皮切りに、以下の通り、学生や関係各位に配付している。また、学校HP「情報公開」欄に掲載している。 (主な配付対象者) 学生、教職員、講師、臨床実習施設長、同指導歯科衛生士、山形県歯科医師会理事、学校関係者評価委員、教育課程編成委員、学校図書室運営検討委員 他関係各位</p>	
授業計画書の公表方法	「教育要項(シラバス)」(刊行物、学校HP「情報公開」欄に掲載)、本校内学校図書室及び事務室にて閲覧可能
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>○ 『学則』中、「第4章 試験、評価、単位の認定及び卒業」に従い、以下の通り、厳格かつ適正に成績の評価・単位の認定を行っている。なお、『学則』は、本校「学校要覧」並びに学校HP「情報公開」欄に掲載している。 (https://shikasen.keishi.org/disclosure.html)</p> <p>1 成績の評価 「学則」第19条(試験)、第20条(受験資格)、第21条(成績の評価)に定めのあることを基とし、「教育要項(シラバス)」中に記載のある「成績評価方法」により、各科目担当者が成績の評価を行っている。 評定は、A(80点以上)、B(70～79点)、C(60～69点)、D(59点以下)である。</p> <p>2 単位の認定 上記の評価・評定に基づいて、校長は「学則」第22条(単位の認定)にあるとおり、当該科目の履修を認め単位を認定している。なお、「入学前の既修得単位」並びに「教育施設等における学修」に関する単位認定については、第22条の2並びに第22条の3に定められたとおりである。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>1 「山形歯科専門学校GPA制度運用規定」に従って、各学生と学年集団について、それぞれ成績概況の把握と管理及び指導を行っている。なお、GPA制度の概要は次の通りである。(本校「GPA制度運用規定」参照 https://shikasen.keishi.org/disclosure.html)</p> <p>(1) GPの付与 本校の成績評定(A・B・C・D)にそれぞれGP(3・2・1・0点)を付与する。 ……第2条(成績評価及びGP)</p> <p>(2) GPAの計算方法 GPAとは、一定期間において履修した各授業科目の成績に係るGPに当該授業科目の単位数を乗じて得た数値の総和を履修した各授業科目の単位数の総和で除して得た数値をGPAとする。……第3条(GPA制度の概要と計算方法)</p> <p>(3) その他の事項 種類は学期GPAと累積GPAの二つとする。対象から除かれる科目等については第3条第3項のとおりとする。なお、管理は、教務主任が主管し教育運営委員会が統括する。……第3条並びに第4条(学期GPA及び累積GPAの管理)</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	令和6年度「学校要覧」に記載、また学校HP「情報公開」欄に掲載(https://shikasen.keishi.org/disclosure.html)
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>1 「卒業に向けて育成すべき学生像」〈ディプロマポリシー〉の内容は以下の通りで、時宜に応じて周知・啓発を図っている。(学校HPに記事掲載)</p> <p>(1) 医療人としての思いやりと、生命や健康を尊ぶ心を持つ。</p> <p>(2) 歯科衛生士として必要な口腔保健と歯科医療の知識を備える。</p> <p>(3) 臨床実践等に必要な口腔保健と歯科医療の技術を修得する。</p> <p>(4) 多職種と連携し、チーム医療の一翼を担うねばり強い姿勢を身につける。</p> <p>(5) 自ら課題を発見し、科学的論拠に基づいて解決しようとする探究心と向上心を持つ。</p> <p>(6) 健康長寿社会の実現をめざす意欲と、口腔保健の実践力を身につける。</p> <p>2 「入学生に期待するもの」〈アドミッションポリシー〉並びに「学ぶべき内容と教育指導の方向性」〈カリキュラムポリシー〉の周知(学校HPに記事掲載)</p> <p>3 卒業の認定 本校『学則』第23条により、校長は、所定の課程の単位を修得した学生の学修状況や上記学生像の達成度等について確認し、教育運営委員会の議を経て、卒業の認定を行う。</p>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	学校HP「情報公開」欄に掲載(https://shikasen.keishi.org/disclosure.html)

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	山形歯科専門学校
設置者名	一般社団法人 山形県歯科医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://shikasen.keishi.org/disclosure.html
収支計算書又は損益計算書	https://shikasen.keishi.org/disclosure.html
財産目録	
事業報告書	https://shikasen.keishi.org/disclosure.html
監事による監査報告（書）	https://shikasen.keishi.org/disclosure.html

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	歯科衛生士科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	116 単位時間/単位	96 単 位時間/ 単位	0 単位時 間/単位	20 単位時間 /単位	0 単位時 間/単位	0 単位時 間/単位
	夜間		116 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
135人		96人	0人	7人	65人	72人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

1 「教育要項（シラバス）」の作成過程

原則として、前年度末に刊行物として作成している。内容については、以下に示す記載内容の項目中（6）（7）（8）（9）（10）に係る各科目担当者案の提出を受け、校内で検討し内容を決定する

[同要項の主な項目] （1）学年・時期 （2）単位数 （3）担当者
（4）教科書（5）参考書 （6）一般目標 [科目概要と同義] （7）到達目標
（8）学習方略 （9）成績評価方法 （10）授業計画等

2 作成・公表の時期と方法

上記1の通り3月下旬までに作成し、年度初めの「講師打合せ・臨床実習指導者会議」の席上での配付を皮切りに、以下の通り、学生や関係各位に配付している。

また、学校HP「情報公開」欄に掲載している。

（主な配付対象者） 学生、教職員、講師、臨床実習施設長、同指導歯科衛生士、山形県歯科医師会理事、学校関係者評価委員、教育課程編成委員、学校図書室運営検討委員 他関係各位

成績評価の基準・方法

(概要)

- 補足資料②『学則』中、「第4章 試験、評価、単位の認定及び卒業」に従い、以下の通り、厳格かつ適正に成績の評価・単位の認定を行っている。なお、『学則』は、本校「学校要覧」並びに学校HP「情報公開」欄に掲載している。

(<https://shikasen.keishi.org/disclosure.html>)

1 成績の評価

「学則」第19条(試験)、第20条(受験資格)、第21条(成績の評価)に定めのあることを基とし、「教育要項(シラバス)」中に記載のある「成績評価方法」により、各科目担当者が成績の評価を行っている。

評定は、A(80点以上)、B(70～79点)、C(60～69点)、D(59点以下)である。

2 単位の認定

上記の評価・評定に基づいて、校長は「学則」第22条(単位の認定)にあるとおり、当該科目の履修を認め単位を認定している。なお、「入学前の既修得単位」並びに「教育施設等における学修」に関する単位認定については、第22条の2並びに第22条の3に定められたとおりである。

卒業・進級の認定基準

(概要)

- 1 「卒業に向けて育成すべき学生像」〈ディプロマポリシー〉の内容は以下の通りで、時宜に応じて周知・啓発している。(学校HP参照)

(<https://shikasen.keishi.org/disclosure.html>)

- (1) 医療人としての思いやりと、生命や健康を尊ぶ心を持つ。
- (2) 歯科衛生士として必要な口腔保健と歯科医療の知識を備える。
- (3) 臨床実践等に必要な口腔保健と歯科医療の技術を修得する。
- (4) 多職種と連携し、チーム医療の一翼を担うねばり強い姿勢を身につける。
- (5) 自ら課題を発見し、科学的論拠に基づいて解決しようとする探究心と向上心を持つ。
- (6) 健康長寿社会の実現をめざす意欲と、口腔保健の実践力を身につける。

2 卒業の認定

本校『学則』第23条により、校長は、所定の課程の単位を修得した学生の学修状況や上記学生像の達成度等について確認し、教育運営委員会の議を経て、卒業の認定を行う。

3 進級等

教育運営委員会において各学生の単位修得状況を分析の上、校長が進級の適否を判定している。

学修支援等

(概要)

担任が行う個別面談や学校カウンセラーによる教育相談(学校HP参照 <https://shikasen.keishi.org/disclosure.html>)を通して各学生の学修状況や生活全般について把握し、必要に応じて保護者との面談や三者面談を実施し、意思疎通を図りながら指導にあたっている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
44人 (100%)	0人 (0%)	44人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 総合病院、保健所、行政、福祉施設、歯科診療所 等			
(就職指導内容) 全体指導（就職までのスケジュール、求人票の見方、見学の方法、履歴書の記入方法、面接の心得など）と個別指導（個別相談）。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 歯科衛生士 受験者数44人中41人合格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
116人	3人	2.6%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 本人との個別面談を積み重ね、可能な限り保護者との連携を図り、必要に応じて本人・保護者との三者面談等により指導を行なう。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
歯科衛生士	300,000 円	400,000 円	580,000 円	その他の内訳 実習費 30 万円 個人購入分 28 万円 (教科書、白衣、器具代)
修学支援 (任意記載事項)				
<p>(1) 特待生制度</p> <p>① <入学生> (高等学校長推薦合格者対象)</p> <p>特待生A (総合成績最優秀者) 1名 「入学金 30 万円」全額免除</p> <p>同 B (同 優秀者) 4名 「同」半額免除</p> <p>奨励生 (1～5名) 「同」8 万円免除</p> <p>② <在学生> について (第2・3 学年生対象)</p> <p>特待生A (総合成績最優秀者) 1名 「授業料 20 万円」免除</p> <p>同 B (同 優秀者) 5～6名 「同 10 万円」免除</p> <p>奨励生 (1～5名) 「同 5 万円」免除</p> <p>(2) 奨学生制度</p> <p>① 対象</p> <p>第1・2・3 学年の全在生を対</p> <p>② 採用人数と給付額</p> <p>最大10名の学生に、奨学金年額18 万円を給付</p> <p>■専門実践教育訓練給付：給付対象</p> <p>※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載</p> <p>令和5年度 4名</p>				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://shikasen.keishi.org/disclosure.html		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
自己評価並びに学校関係者評価を基に、校内評価委員会等で今後の課題と具体的対応策を検討し、必要に応じて本校教育運営委員会で継続的に検討や協議を重ね、山形県歯科医師会理事会に諮りながら、よりよい専門的な職業教育が行えるよう、教育活動や学校運営の改善をめざしている。また、各評価結果について学校ホームページ上に公開し、広く意見や感想等を求めることで社会的評価の向上をめざしている。具体的な指導・助言としては、歯科衛生士としての意識向上策、組織的な学校運営に向けた改善、大学との教育連携の強化、学習意欲の向上や国家試験対策の改善、修学支援制度の適切な運用、学校の特色の外部発信等広報の工夫、学校評価事業の充実等々多岐にわたるものとなっており、学校運営の改善が図られている。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
桜田斎藤歯科医院 院長	令和6年4月1日～令和8年3月31日 (2年間)	企業等委員 (実習協力施設)
山形県コロニー協会 常務理事	令和6年4月1日～令和8年3月31日 (2年間)	実習協力施設

学校法人 富澤学園 東北文教大学 学長	令和6年4月1日～令和 8年3月31日 (2年間)	教育連携校
山形県立上山明新館高等学校 校長	令和6年4月1日～令和 8年3月31日 (2年間)	出身高等学校
山形市銀町町内会 会長	令和6年4月1日～令和 8年3月31日 (2年間)	地域住民
一般社団法人 山形県歯科衛生士会 会長	令和6年4月1日～令和 8年3月31日 (2年間)	企業等委員 (卒業生)
第2学年保護者 代表	令和6年4月1日～令和 8年3月31日 (2年間)	在学生保護者
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://shikasen.keishi.org/disclosure.html		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://shikasen.keishi.org/disclosure.html

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H106320171029
学校名	山形歯科専門学校
設置者名	一般社団法人 山形県歯科医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		15人	15人	15人
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				15人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。